

山形労発基 0410 第2号
令和5年4月10日

関係団体各位

山形労働局長



職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、肝炎対策基本指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。）（別紙）を定めています。本指針は、5年ごとに見直しを行っており、令和4年3月7日に見直しを行いました。

国は、職域におけるウイルス性肝炎に対する対策について、これまで、「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」（平成23年7月28日付け健発第0728第1号、基発0728第1号、職発0728第1号厚生労働省健康局長・労働基準局長・職業安定局長通知）により要請してきたところですが、見直し後の指針において、その一層の対策の推進が記されていることから、今般、改めて周知及び要請を行うことといたしました。

ウイルス性肝炎につきましては、肝炎ウイルスに感染しているものの、肝炎の自覚のない者が多数存在すると推定されること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者・感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されています。

また、従来は、副作用が多く、注射での投与が必要なインターフェロン治療が肝炎の主な治療でしたが、現在では、副作用が少なく、内服で肝炎ウイルスを抑制、排除できる治療が主流となりました。心身などへの負担がより少ない治療が可能となったことにより、肝炎患者が、働きながら治療を受けられる環境の整備（治療と仕事の両立支援）や、肝硬変・肝がんになる前の

肝炎の段階での早期発見・早期治療に向けたより一層の普及啓発を行うことがさらに重要となっています。

労働者の中には、肝炎ウイルス感染に対する自覚のない方や、感染に気付いていても、早期の治療をためらう方がいると考えられることから、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を作るためには、事業者及び保険者の皆様の御理解、御協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項について、改めて御理解をいただき、関係者等への周知方御協力をお願ひいたします。

また、労働者の皆様に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、別添リーフレットを御活用いただきますようお願ひいたします。

○厚生労働省健康局がん

疾病対策課肝炎対策推進室ホームページ



○リーフレット（別添）



記

- 1 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
- 2 労働者が肝炎ウイルス検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮を行うこと。
- 3 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
- 4 労働者が肝炎の治療と仕事の両立が行えるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、通院に対する休暇の付与等、特段の配慮をすること。
- 5 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。